

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」とは

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の報酬改定において、「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

※詳細については、次の厚生労働省通知等をご確認ください。

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（厚生労働省）

（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/m_inaoshi/index_00007.html）

「見える化要件」とは・・・

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の算定要件の「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善の賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を「情報公表制度」や事業者のホームページを活用するなどして、外部から見える形で公表することになっています。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算状況

事業所名	サービス名	処遇改善加算	特定処遇改善加算
ふしの学園宮野の里	施設入所支援	加算 I	区分なし
	生活介護	加算 I	特定加算 I
	短期入所	加算 I	区分なし
ふしのエコ事業所	就労継続支援 B 型	加算 I	特定加算 I
ふしのホーム	共同生活援助	加算 I	特定加算 II
ふしの学園 第 2 宮野の里	施設入所支援	加算 I	区分なし
	生活介護	加算 I	特定加算 I
	短期入所	加算 I	区分なし

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、そのための施策・仕組みなどの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人及び事業所の経営理念については事業計画書及び事業報告書に明文化し職員に周知。 ○ ふしの学園職員行動規範を全ての職員に配布し、支援方針、人材育成方針及び法人としての基本的姿勢を明確化する。
援 資質の向上やキャリアアップに向けた支	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修受講のための勤務シフトの調整を行う。 ○ 社会福祉法人ふしの学園資格取得支援規程に基づき、資格取得及び実務者研修に係る費用（受験料・登録費用・自主学习図書）を助成する。試験日については出勤扱いとする。
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉法人ふしの学園就業規則第35条に基づき、1時間単位での有給休暇を取得できる。 ○ 育児・介護休業等に関する規則に基づき、年次有給休暇とは別に看護休暇・介護休暇を取得することができる。

